

プレスリリース

平成24年8月7日
水産庁

「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」の開催及び一般傍聴について

水産庁は、平成24年8月29日（水曜日）、三田共用会議所において「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」を開催します。

会議は公開です。ただし、カメラ撮影は冒頭のみとします。

1.概要

太平洋クロマグロの資源管理については、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応（平成22年5月11日農林水産省発表プレスリリース）や平成22年12月に開催された中西太平洋まぐろ類委員会（WCPFC*）年次会合の結果を踏まえ、未成魚の漁獲を抑制・削減するため国内外の取組みを順次スタートさせているところです。

このため、太平洋クロマグロの管理強化の現在の取組状況について全国の関係者との間で情報を共有するとともに、本年12月のWCPFC年次会合で検討されることとなる太平洋クロマグロの保存管理措置の見直しに向けた今後の対応について幅広く意見交換を行い、御理解と御協力を得ながら資源管理を推進していくため、平成24年8月29日（水曜日）に「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」を開催します。

なお、今回の資料及び議事録は、後日、次のURLページで公開します。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enoki/kuromaguro.html>

*WCPFC: Western and Central Pacific Fisheries Commission

2.開催日時及び場所

日時：平成24年8月29日（水曜日）14時00分～16時30分

会場：三田共用会議所 講堂

所在地：東京都 港区 三田 2-1-8

会場までの交通、周辺の地図は、こちらでご覧になります。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/uni/mita.html>

3.参加予定者

関係漁業者及び養殖業者（まき網、はえ縄、定置、沿岸、養殖）、関係団体（まき網、はえ縄、定置、県漁連、全漁連、全海水）、各都道府県水産主務課、関係市町、（独）水産総合研究センター（本部及び国際水産研究所）、各都道府県の水産研究機関・大学、流通業者、消費者団体

4.議題

1.太平洋クロマグロの管理強化の取組状況と今後の対応について

2.太平洋クロマグロの調査研究について

3.意見交換

5.傍聴可能人数

20名程度

6.傍聴申込要領

（1）申込方法

インターネットまたはFAXにて、以下の申込先に「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」の傍聴を希望する旨、ご氏名（ふりがな）、ご連絡先（電話番号、FAX番号）、勤務先・所属団体名等を明記の上、お申し込みください（電話での申込はご遠慮願います）。

〈インターネットによるお申し込み先〉

<https://www.contact.maff.go.jp/jfa/form/f2c4.html> （申込者が規定数に達しましたので受付を終了させていただきます。たくさんのご応募ありがとうございました。）

〈FAXによるお申し込み先〉

宛先:水産庁 資源管理部 漁業調整課 沿岸調整班宛

FAX:03-3595-7332

・車椅子の方、盲導犬、聴導犬または介助犬をお連れの方、手話通訳等を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

・複数名お申し込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書きください。

(2)申込締切

平成24年8月20日(月曜日)12時必着です。

・傍聴希望多数の場合は、途中で受付を締め切らせていただきます。

その場合は、傍聴の可否を8月20日(月曜日)12時までにお知らせいたします。

(3)傍聴する場合の留意事項

傍聴にあたり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

(ア)事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(イ)携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。

(ウ)傍聴中は静肅を旨とし、以下の行為を慎むこと。

・委員及び意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手

・傍聴中の入退席(ただし、やむを得ない場合を除く。)

・報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、テープレコーダー、ワイヤレス

マイク等の使用

・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書

・飲食及び喫煙

(エ)銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないこと。

(オ)その他、事務局職員の指示に従うこと。

7.報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は、一般傍聴とは別に席をご用意しておりますので、お申込みいただく必要はありません。ただし、ご用意した席が満席となった場合は、お立ちいただくことになります。その場合はご容赦ください。

また、当日は入り口にて記者証等の身分証を提示していただきますのであらかじめご承知願います。

(参考)平成22年5月11日付けプレスリリース「太平洋クロマグロの管理強化について

ての対応」について

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/100511.html>

— お問い合わせ先 —

資源管理部漁業調整課

担当者:神谷、梶脇

代表:03-3502-8111(内線6701)

ダイヤルイン:03-3502-8476

FAX:03-3595-7332

「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責務を有しています。このため、農林水産省では、我が国として取り組むべき基本的な方向性を、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」として取りまとめましたので、公表いたします。

1. 背景・趣旨

(1)近年、国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。大西洋クロマグロについては、先般、大西洋まぐろ類保存国際委員会(※ICCAT)による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(※CITES)」により本種の国際取引や公海からの持込みを禁止すべきとの提案がなされました。

本年3月のCITES締約国会合では、この提案は否決されましたが、これは、昨年のICCAT年次会合において、我が国が積極的なリーダーシップを発揮し、資源回復に向けた厳しい管理措置を決定したこと、我が国の主張が説得力あるものとして各国の理解を得た結果であると考えています。

一方で、資源管理が十分効果をあげていないのではないかとの不信感は、国際社会では依然として根強く、今後は、大西洋クロマグロに限らず、他の魚種についても国際的な地域漁業管理機関における管理の徹底が格段に強く求められる可能性が高いものとみられます。

(2)特に、太平洋クロマグロは、ア 全漁獲量の7割強が我が国によるものである、イ 我が国周辺水域内に産卵場が存在する、ウ 韓国・メキシコによる漁獲もその多くが我が国に輸出されている等、我が国にとって重要な資源となっています。我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にあります。

本種の資源状況については、未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されています。これを受け、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(※WCPFC)において、未成魚の漁獲を減少させること等を内容とする保存管理措置が初めて作成されましたが、本措置は暫定措置であり、さらに前進した管理措置に我が国が率先して取り組むべきと考えております。

このため、我が国は他国に先駆けて国内における資源管理及び調査研究の強化を図るとともに、それと整合する形で国際的な資源管理をリードしていく必要があります。

CITES(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

ICCAT(International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas)

WCPFC(Western and Central Pacific Fisheries Commission)

2. 今後の対応

(1) 基本的な対応

未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進します。また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理していきます。

(2) 施策

(1)の方針の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施していきます。

ア 国内における資源管理の強化

以下の管理措置等について検討するとともに、その一環として(a)及び(b)について、本年度中に太平洋クロマグロの資源回復計画を策定し、平成23年度からの実施を目指します。

また、同計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討します。

(a) 沖合漁業管理

大中型まき網漁業を対象として、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁業実態に応じた適切な管理措置を導入。

(b) 沿岸漁業管理

曳き網等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化。

(c) 養殖業管理

養殖の実態について正確な把握を図るため、漁業権の漁業種類を「クロマグロ養殖」と特定して養殖場を登録するとともに、養殖業者に対して養殖実績報告の提出を義務化。

イ 国際交渉への対応

WCPFCにおいて、以下の実現を図るべく関係国に働きかけていきます。

(a) 保存管理措置の強化

昨年合意された保存管理措置について、(1)の方針を反映するとともに、全水域に適用されるよう見直し。

(b)全米熱帯まぐろ類委員会(※IATTC)との協力

東太平洋で漁獲を行っているメキシコ(WCPFC非加盟国)がWCPFCによる保存管理措置に協調するよう呼びかけ。

ウ 調査研究の強化

本年4月に(独)水産総合研究センターに設置された「くろまぐろ資源部」等を中心に、大学、都道府県とも連携して、(1)の方針の実現や(2)ア及びイの対応について科学的に立証・支援し、得られたデータを資源管理に迅速に反映させていくことを目指し、以下の調査研究の充実強化を図ります。

(a)情報収集の迅速化等

国内外の研究者による資源研究支援のためのネットワークを構築。

未成魚の発生量を迅速かつ高精度に把握するための体制を構築。

(b)産卵場等の調査拡充

産卵場及び産卵期を解明するための調査を拡充。

(c)技術開発

完全養殖の生産技術及び種苗放流手法の確立を図るため、安定採卵、人工種苗量産、優良品種の技術開発を実施。

(3)国民の理解の醸成

太平洋クロマグロの持続的な利用について、漁業界や関係業者のみならず、一般消費者にも情報提供を強化して広く理解を得られるよう努めています。

IATTC(Inter-American Tropical Tuna Commission)

— お問い合わせ先 —

水産庁資源管理部国際課

担当者:神谷(こうや)、梶脇

代表03-3502-8111(内線6745)

ダイヤルイン:03-3502-8459

FAX:03-3502-0571